

(様式3)

|   |         |
|---|---------|
|   | 契 約 係 用 |
| ○ | 業 者 用   |

令和4年度

単 価 契 約 仕 様 書

名 称 汚泥処理業務(バキューム車使用)

令和3年度単契リスト 225

要求課 施設課

(外線 896-2752)

担当者 谷村 明朗 (内線2532)

## 1. 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局で所管する高速電車車両基地及びその他施設の汚泥処理等に関わる作業に適用する。

## 2. 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 3. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

## 4. 契約単位

汲み上げた汚泥の1 m<sup>3</sup>あたりの単価（バキューム車の費用等は受託者の負担とする）

## 5. 年間予定数量

無機汚泥：28m<sup>3</sup>

有機汚泥：3m<sup>3</sup>

## 6. 支払方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）で産業廃棄物の処分を確認及び計量証明書による重量を確認した後、支払いを行うものとする。

## 7. 業務概要

沈殿槽等の汚泥の収集・運搬・処理及び処分（バキューム車使用）

## 8. 業務の範囲

汚泥沈殿槽、マンホール等の比較的大きなピット形状をした桝からバキューム車等を用いて汚泥を汲み上げる。その汚泥を処理場まで運搬し、含水率が85%以下になるように中間処理を行う。中間処理を済んだ汚泥は、受託者の責任において最終処分場まで運搬し、最終処分を行う。

## 9. 業務実施場所（※別紙1・2を参照）

無機汚泥：委託者が指定する場所（札幌市交通局所管の車両基地及びその他の施設）

有機汚泥：札幌市交通局本局庁舎

## 10. 遵守事項

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則」、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度」等、関係法令・規程等に基づき業務を遂行すること。

なお、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係わる処理については、委託者担当職員の確認を得て処理を行うこと。

### 1 1. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、本業務に従事する者へ本市の『環境方針』（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を実施すること。

### 1 2. 異常時等の報告

- (1) 委託業務の従事中に、地下鉄駅及び関係施設内で通常とは異なる事象（損傷、異音、発熱、臭いなど）及び不審者に気付いた場合は、些細なことでも躊躇なく委託者に報告すること。
- (2) 保守業務の作業中に、保守している設備等が通常とは異なる事実気付いた場合は、委託者に積極的な報告すること。

### 1 3. その他

- (1) 本業務の実施に伴う委託者施設内での行動については、委託者の指示に従うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。
- (3) 上記の産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条」の規定により、「産業廃棄物処理基準」（令第6条）に従って、慎重に処理を行うこと。
- (4) 委託者が廃棄物の処理状況の現地確認を要請した場合は、全面的に協力すること。
- (5) 循環資源利用促進税は、受託者が負担すること。

## 収集場所及び請求先

| 収集場所              |    | 住所                      | 主な保管場所                                   | 請求先                           |
|-------------------|----|-------------------------|------------------------------------------|-------------------------------|
| 本局庁舎              |    | 厚別区大谷地東 2 丁目<br>4－1     | ・ 1F 西玄関側パイプ・<br>シャフト室<br>・ 地下 1F 東空調機械室 | 高速電車部施設課<br>(TEL011-896-2752) |
| 地下鉄各駅             |    | 別紙 2 地下鉄駅一覧の<br>とおり     | 各駅の換気室等                                  |                               |
| 乗務<br>庁舎          | 南北 | 中央区大通西 2 丁目             | 各換気室等                                    |                               |
|                   | 東西 | 厚別区厚別南 1 丁目             |                                          |                               |
|                   | 東豊 | 中央区南 6 条西 2 丁目          |                                          |                               |
| 指令所               |    | 厚別区大谷地東 4 丁目            | 1F 機械室                                   |                               |
| 車<br>両<br>基<br>地  | 南  | 南区真駒内東町 2 丁目<br>1－1     | 施設課作業場                                   |                               |
|                   | 東  | 厚別区大谷地東 6 丁目<br>1－1     | 施設課作業室                                   |                               |
|                   | 西  | 西区二十四軒 1 条 4 丁<br>目 1－2 | 5 番線庫外工作車留置<br>箇所横                       |                               |
| その他札幌市<br>交通局所管施設 |    | 別途指定する。<br>(札幌市内)       |                                          | 別途指定する。                       |

※請求先は主なものであり、同じ収集場所でも発注部署により異なる場合がある。

| 駅 名         |            | 所 在 地               |
|-------------|------------|---------------------|
| 南<br>北<br>線 | 麻生駅        | (北) 北 4 0 条西 5 丁目   |
|             | 北 3 4 条駅   | (北) 北 3 3 条西 4 丁目   |
|             | 北 2 4 条駅   | (北) 北 2 3 条西 4 丁目   |
|             | 北 1 8 条駅   | (北) 北 1 8 条西 4 丁目   |
|             | 北 1 2 条駅   | (北) 北 1 2 条西 4 丁目   |
|             | 南北線さっぽろ駅   | (中) 北 4 条西 4 丁目     |
|             | 東豊線さっぽろ駅   | (中) 北 4 条西 2 丁目     |
|             | すすきの駅      | (中) 南 4 条西 4 丁目     |
|             | 中島公園駅      | (中) 南 9 条西 4 丁目     |
|             | 幌平橋駅       | (中) 南 1 5 条西 4 丁目   |
|             | 中の島駅       | (豊) 中の島 1 条 1 丁目    |
|             | 平岸駅        | (豊) 平岸 2 条 7 丁目     |
|             | 南平岸駅       | (豊) 平岸 4 条 1 3 丁目   |
|             | 澄川駅        | (南) 澄川 4 条 2 丁目     |
|             | 自衛隊前駅      | (南) 澄川 4 条 7 丁目     |
|             | 真駒内駅       | (南) 真駒内 1 7         |
| 東<br>西<br>線 | 宮の沢駅       | (西) 宮の沢 1 条 1 丁目    |
|             | 発寒南駅       | (西) 西町北 7 丁目        |
|             | 琴似駅        | (西) 琴似 1 条 5 丁目     |
|             | 二十四軒駅      | (西) 二十四軒 1 条 4 丁目   |
|             | 西 2 8 丁目駅  | (中) 北 4 条西 2 8 丁目   |
|             | 円山公園駅      | (中) 南 1 条西 2 5 丁目   |
|             | 西 1 8 丁目駅  | (中) 大通西 1 8 丁目      |
|             | 西 1 1 丁目駅  | (中) 大通西 1 1 丁目      |
|             | 大通駅 (南)    | (中) 大通西 4 丁目        |
|             | 大通駅 (豊)    | (中) 大通西 2 丁目        |
|             | バスセンター前駅   | (中) 南 1 条東 4 丁目     |
|             | 菊水駅        | (白) 菊水 2 条 2 丁目     |
|             | 東札幌駅       | (白) 東札幌 2 条 2 丁目    |
|             | 白石駅        | (白) 東札幌 2 条 6 丁目    |
|             | 南郷 7 丁目駅   | (白) 南郷通 7 丁目南       |
|             | 南郷 1 3 丁目駅 | (白) 南郷通 1 3 丁目南     |
|             | 南郷 1 8 丁目駅 | (白) 南郷通 1 8 丁目南     |
|             | 大谷地駅       | (厚) 大谷地東 2 丁目       |
|             | ひばりが丘駅     | (厚) 厚別南 1 丁目        |
|             | 新さっぽろ駅     | (厚) 厚別中央 2 条 5 丁目   |
| 東<br>豊<br>線 | 栄町駅        | (東) 北 4 2 条東 1 5 丁目 |
|             | 新道東駅       | (東) 北 3 4 条東 1 5 丁目 |
|             | 元町駅        | (東) 北 2 4 条東 1 5 丁目 |
|             | 環状通東駅      | (東) 北 1 5 条東 1 5 丁目 |
|             | 東区役所駅      | (東) 北 1 3 条東 8 丁目   |
|             | 北 1 3 条東駅  | (東) 北 1 3 条東 2 丁目   |
|             | 豊水すすきの駅    | (中) 南 6 条西 2 丁目     |
|             | 学園前駅       | (豊) 豊平 6 条 6 丁目     |
|             | 豊平公園駅      | (豊) 豊平 5 条 1 3 丁目   |
|             | 美園駅        | (豊) 美園 7 条 7 丁目     |
|             | 月寒中央駅      | (豊) 月寒中央通 7 丁目      |
|             | 福住駅        | (豊) 月寒東 1 条 1 3 丁目  |

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

## 汚泥処理業務（バキューム車使用） 積算書

| 品 名                    | 形状・寸法 | 予定数量 |     |  |  | 単位 | 単 価<br>(円)     | 金 額<br>(円) |
|------------------------|-------|------|-----|--|--|----|----------------|------------|
|                        |       | 施設課  | 車両課 |  |  |    |                |            |
| 沈殿槽等の汚泥汲み上げ<br>及び運搬・処理 | 無機汚泥  | 20   | 8   |  |  | 28 | m <sup>3</sup> |            |
| 沈殿槽等の汚泥汲み上げ<br>及び運搬・処理 | 有機汚泥  | 3    |     |  |  | 3  | m <sup>3</sup> |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
|                        |       |      |     |  |  |    |                |            |
| 小 計                    |       |      |     |  |  |    |                |            |
| 10%相当額                 |       |      |     |  |  |    |                |            |
| 合 計（総支出予定額）            |       |      |     |  |  |    |                |            |